

町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎76-3811

青山住宅

住 所 九重町大字右田785番地の1

募集戸数 一般世帯向け2戸(3LDK)

住宅使用料等 住宅使用料は所得によって決定 駐車場使用料 1,000円/月



豊後中村住宅

住 所 九重町大字右田687番地

募集戸数 一般向け1戸(3LDK)

その他 IHクッキングヒーター(20A据置タイプ)が必要。

住宅使用料等 住宅使用料は所得によって決定 駐車場使用料 1,000円/月



松岡台住宅

住 所 九重町大字右田3150番地

募集戸数 一般世帯向け1戸(3LDK)

その他 IHクッキングヒーター(20A据置タイプ)が必要。

住宅使用料等 住宅使用料は所得によって決定 駐車場使用料 1,000円/月



奥野住宅

住 所 九重町大字右田2022番地の1

募集戸数 若者単身向け1戸(1DK)

その他 オール電化住宅。IHクッキングヒーター(20A据置タイプ)が必要。

基本住宅使用料 52,000円/月 駐車場使用料 1,000円/月(1台分)



基本減額 次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料から12,000円/月を減額。
 (1) 入居時点において若者単身者で、40歳以下の者による単身世帯。
 (2) 入居時点において若者単身者で、新婚世帯または子育て世帯となった世帯。

北代住宅

住 所 九重町大字恵良436番地の2

募集戸数 新婚・子育て世帯向け1戸(3LDK)

基本住宅使用料 55,000円/月 駐車場使用料 2,000円/月



基本減額 次の条件を満たす方は、基本住宅使用料から5,000円/月を減額。
 入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から5年を超えていない世帯又は入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学し、18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えていない世帯

特別減額 次の条件を満たす者は対象の子1人につき5,000円/月を減額(上限15,000円/月)
 入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学し、18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えていない者が2人以上の世帯

申込みについて

募集期間：令和3年7月19日(月)～7月30日(金)午後5時まで

- 入居予定日：令和3年9月1日(水)から
- 敷金(入居時住宅使用料の3月分)を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は、建設課(役場2階)に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町HP

介護保険施設における負担限度額等が変わります -令和3年8月1日から-

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

●介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度について

8月1日から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方は、食費の負担額が見直されます。

補足給付の預貯金要件の見直し

	7月まで	見直し後(8月から)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超 120万円以下(第3段階①)		単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超(第3段階②)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額

食費の負担限度額の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	7月まで	見直し後(8月から)	7月まで	見直し後(8月から)
年金収入等 80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超 120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

※第1段階は変更ありません。

※有効期間は申請月の1日から7月末日までとなっています。継続してサービスを利用する方の更新手続きにつきましては7月1日より受け付けます。

高額介護サービス費の負担限度額が見直されます -令和3年8月利用分から-

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

●高額介護サービス費の負担限度額について

8月1日以降サービス利用分より一定年収以上の方の負担限度額が以下のように見直されます。

	区 分	負担の上限額(月額)
新設	課税所得 690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得 380万円(年収約770万円)～ 課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村	市町村民税課税～課税所得 380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
	生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)